

一般競争入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

令和 4 年 7 月 14 日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 入札に付する事項

- (1) 委託名 沖縄 I T 津梁パーク企業集積施設（1～3号棟）長期保全計画作成業務
- (2) 業務内容 別添委託仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から 120 日間
- (4) 履行場所 うるま市
- (5) 本業務に関する入札手続き（入札書の提出から落札者の決定まで）は紙で行う。
- (6) 本業務は、一般競争入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。
- (7) 本業務の予定価格は令和 4 年度設計業務委託等技術者単価を適用して積算しており、入札参加者は同単価を適用して見積りを行い入札すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、次の各号に掲げる者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。
- (3) 入札日から落札決定日までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 配置予定技術者については、下記の要件を満たす者であること。また、各技術者はそれぞれ 1 名とする。
 - ア 管理技術者は、一級建築士、二級建築士、設備設計一級建築士又は建築設備士、技術士のうち、いずれかの資格保有者を配置すること。
 - イ 管理技術者は、平成 27 年 4 月 1 日以降に完了した同種業務又は類似業務において、1 件以上の実績を有していること。
 - ウ 担当技術者は、実務経験年数 3 年以上を有すること。
 - エ 配置予定技術者は、3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。
 - ア 資本関係
以下の基準のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は更正手続中の会社である場合は除く。
 - (ア) 子会社等(会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をい

う。以下同じ。)と親会社等(同法同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(イ)親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、ただし、子会社又は子会社の方が更正会社又は更正手続中の会社である場合は除く。

(ア)一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ)一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として沖縄県発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

3 仕様書等の配布

(1) 配布方法 沖縄県商工労働部情報産業振興課ホームページからダウンロード

(2) 期 間 令和4年7月14日(木)から令和4年7月26日(火)まで

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札会場 沖縄県庁 14階 商工労働部会議室

(2) 日 時 令和4年7月26日(火) 10:00

(3) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 注意事項 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。この公告の記載に従い、入札書、委任状には業務名及び履行場所を記入すること。代理人が入札を行う場合、委任状を持参すること。委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。

(5) 内訳書の提出 第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書(自由様式)を提出すること。業務費内訳書(様式自由)には、作成年月日、業務名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに、代表者印を押印すること。なお、提出された業務費内訳書について、契約担当者(これらの者の補助者を含む。)が説明を求めることがある。

5 落札者の決定方法(事後審査)

(1) 開札後、落札決定を保留し、予定価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った

者（以下「落札候補者」という。）に対し、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「申請書等」という。）の提出を求め、入札参加資格の確認を行う（以下「事後審査」という。）。

- (2) 最低価格で入札をした者が複数いる場合は、くじにより審査順位を定め、審査順位が1位の者を落札候補者とする。
- (3) 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再入札を行う。なお、再度の入札の回数は2回とする。
- (4) 事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していると確認した場合は、当該落札候補者を落札者とする。また、その結果は、沖縄県公式ホームページにて掲載する。
- (5) 落札候補者が提出期限までに申請書等を提出しない場合、又は事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、次に低い価格を提示した者を落札候補者として事後審査を行う。事後審査は、落札候補者のみ行うものとする。

6 審査に係る申請書等の提出

開札後、落札候補者及び発注機関が必要と認める者に対し、以下のとおり申請書等の提出を求める。提出期限までに当該申請書等を提出しない者は、無効とする。

なお、当初申請書等の提出を求められた者以外の者について審査の必要が生じた場合、該当者への申請書等の提出期限は別途通知する。

- (1) 通知日 令和4年7月26日（水）（予定）
- (2) 提出期限 令和4年7月28日（木） 17:00まで
- (3) 提出先 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎8階
沖縄県 商工労働部 情報産業振興課 基盤整備班
- (4) 提出方法 持参又は郵送（提出期限内必着。配達を確認できる方法にて送付すること。）

7 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、以下の日までに書面で通知する。

- (1) 通知日 令和4年8月2日（火）（予定）

8 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則第100条第1項の定めるところにより、入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供しなければならない。ただし、財務規則第100条第2項のいずれかに該当する場合については、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

9 契約保証金に関する事項

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条第1項の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

- (1) 入札参加資格のない者の行った入札
- (2) 同一人物が同一事項について行った2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 委任状を持参しない代理人の行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印章又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正の行為があった入札

11 その他

- (1) その他詳細については、仕様書による。
- (2) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 契約担当者は、入札参加資格の確認のため以外に、提出された申請書等を使用しない。
- (4) 申請書等の修正、差し替え、追加、再提出（以下「修正等」という。）は、提出期限内に限り認める。提出期限後に、書類の記載漏れや添付漏れ等が見付かった場合は、入札参加資格なしとなり、落札者となることはできない。
- (5) 提出期限を過ぎた場合、申請書等は受け付けない。
- (6) 提出された申請書等は、返却しない。
- (7) 本業務の契約締結後、本業務の請負代金額の変更協議をする場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する業務の予定価格の算定は、本業務の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連業務の設計額に乗じた額で行う。

12 本公告に係る質問等

- (1) 本公告に係る質問は別添質問書に記入し、電子メールにて提出すること。
(必ず電話で到達確認を行うこと。)

受付期限：令和4年7月20日（水） 17：00まで

提出先：沖縄県 商工労働部 情報産業振興課 基盤整備班

電子メールアドレス aa058100(at)pref.okinawa.lg.jp

※(at)は@に置き換えてください。

- (2) 質問に関する回答は沖縄県商工労働部情報産業振興課ホームページへの掲載により行う。
回答日時：令和4年7月22日（金）（予定）

13 本公告に関する問い合わせ

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎8階

沖縄県 商工労働部 情報産業振興課 基盤整備班

TEL 098-866-2503 FAX 098-866-2455